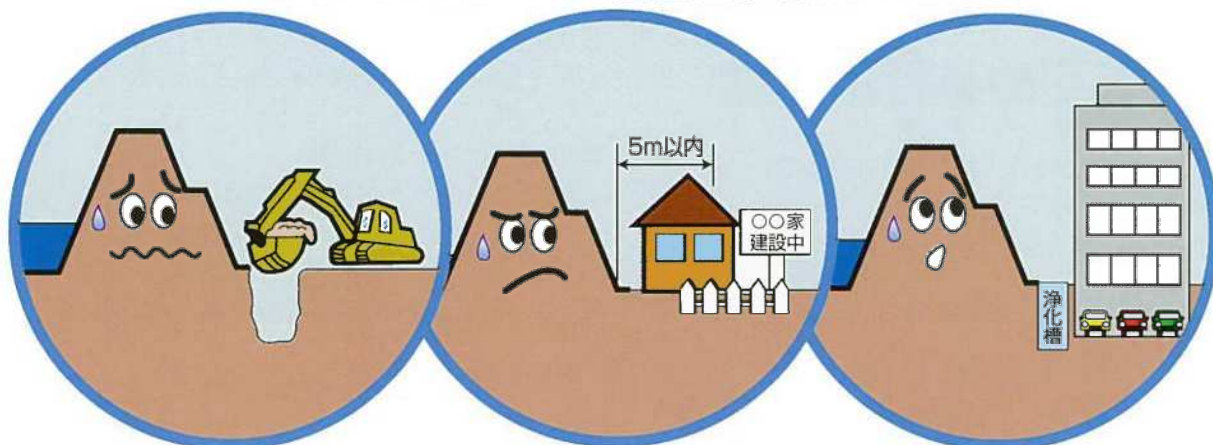


これらの行為には



事前の許可が必要です!!

「河川保全区域」の申請手続きのお願い

身近にある堤防は、洪水の時、みなさんの生命・財産を守る大切なものです。その堤防などを守るために、法律で一定区域（河川保全区域）を決め、その区域内の行為については、河川法の許可が必要となります。

許可を受けずに行った場合は、罰則規定が定められています。また、建築確認の際にもこの許可が必要となります。

許可が
必要です!!



河川保全区域内において

1. 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
2. 工作物の新築または改築

手続きはもよりの出張所までお問い合わせ、ご相談下さい。

河川保全区域とは

河川保全区域とは、堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する河川管理施設や河岸を守る大切な区域です。

堤防や護岸などに隣接する土地が掘削されたり、重量建造物や漏水の恐れのある物が設置されると、河川管理施設や河岸の保全に支障となることがあります。そこで、たとえ個人の土地であっても行為制限をする必要があります。その制限規制は、河川法第55条第一項で決められています。

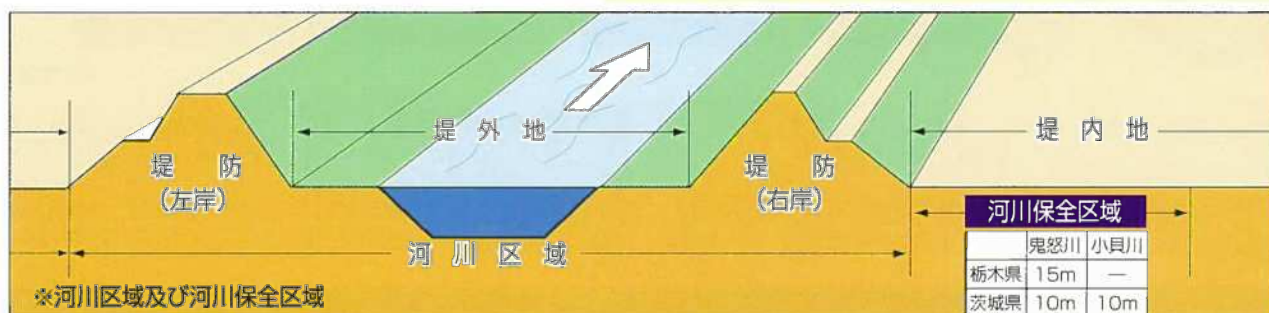
河川法第55条第一項 一河川保全区域における行為の制限一

河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし政令で定める行為についてはこの限りでない。

- (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
- (2) 工作物の新築又は改築

河川法第104条 一罰則一

第55条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三ヶ月以下の懲役又は、20万以下の罰金に処する。



土地の掘削、盛土、切土、形状変更や
工作物の新築、改築などで申請を必要
としない

政令で定める行為とは

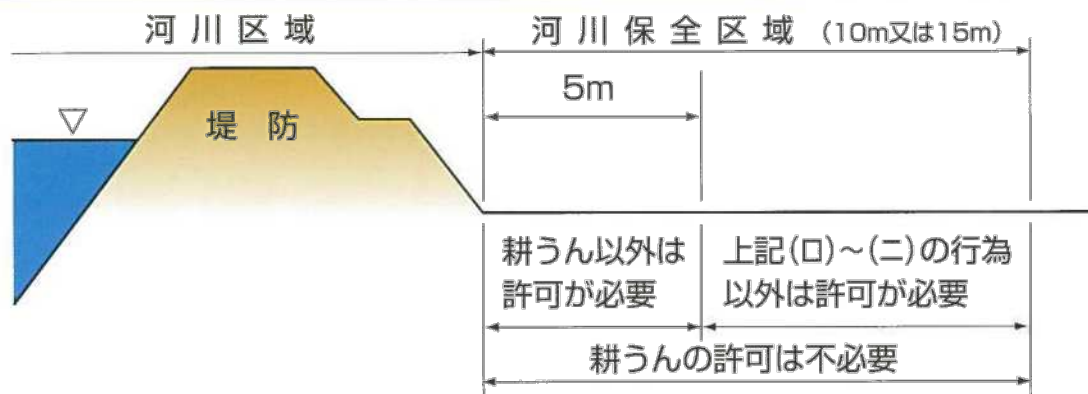
ただし、これらの行為のうちであっても
耕うんを除いて河川管理施設の敷地から
5m以内で行われるものについては許可
が必要です。

(イ) 耕うん

(ロ) 堤内の土地における地表から高さ3m以内の盛土。(堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものは除きます。)

(ハ) 堤内の土地における地表から深さ1m以内の土地の掘削または切土。

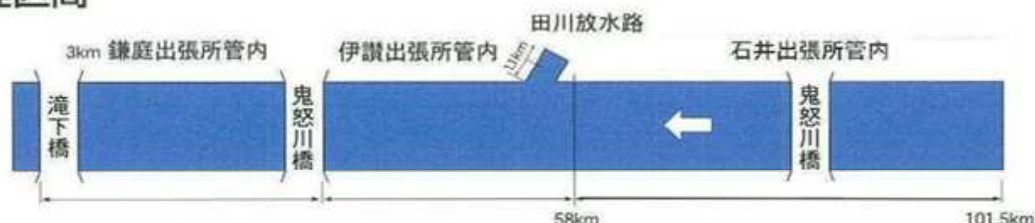
(ニ) 堤内の土地における工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透する恐れのあるものは除きます。)の新築又は改築で、堅固でないものとしては、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の工作物が該当となります。



詳しくは、下記の出張所までお問い合わせ、ご相談ください。

●各出張所管理区間

鬼怒川



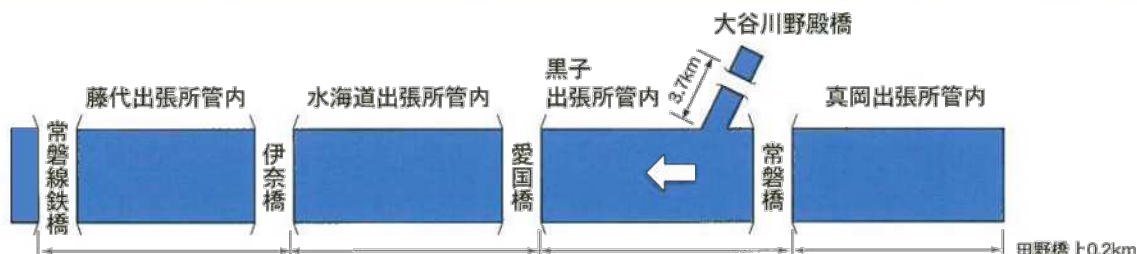
石井出張所 〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2347
TEL028-667-0570(代) FAX028-667-6601

石井出張所 (氏家分室) 〒329-1325 栃木県さくら市大字大中323-2
TEL028-682-2700(代) FAX028-682-9991

伊讃出張所 〒308-0854 茨城県筑西市女方173
TEL0296-28-0742(代) FAX0296-28-8617

鎌庭出張所 〒300-2706 茨城県常総市新石下1302
TEL0297-42-2644(代) FAX0297-42-0837

小貝川



真岡出張所 〒321-4325 栃木県真岡市田町1518
TEL0285-83-2817(代) FAX0285-83-9256

黒子出張所 〒308-0101 茨城県筑西市大字井上890-6
TEL0296-37-6234(代) FAX0296-37-8144

水海道出張所 〒303-0003 茨城県常総市水海道橋本町3526-1
TEL0297-22-0245(代) FAX0297-22-3921

藤代出張所 〒300-1531 茨城県取手市小浮気144-1
TEL0297-83-5126(代) FAX0297-83-5230

未来につなごう
鬼怒・小貝

国土交通省 関東地方整備局
下館河川事務所 占用調整課

〒308-0841 茨城県筑西市二木成1753番地
TEL0296-25-2151 FAX0296-25-2170
下館河川事務所HP <http://www.ktr.mlit.go.jp/shimodate/>